資料１－１

山形市情報公開条例新旧対照表

市民生活部市民相談課

改　正　後	改　正　前
目次 　第６章　雑則（第３３条―**第３６条**） 　（非公開情報） 第８条　非公開情報は、次に掲げるものとする。 　(1)　－略－ 　(2)　思想、信条、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 　ア　－略－ 　イ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 　ウ　－略－ 　(3)～(6)　－略－ 　**(7)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人**	目次 　第６章　雑則（第３３条―**第３５条**） 　（非公開情報） 第８条　非公開情報は、次に掲げるものとする。 　(1)　－略－ 　(2)　思想、信条、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 　ア　－略－ 　イ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職**、氏名**及び当該職務遂行の内容に係る部分 　ウ　－略－ 　(3)～(6)　－略－

改　正　後	改　正　前
情報保護法」という。）第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した個人情報保護法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号	
（審査請求があった場合の手続）	（審査請求があった場合の手続）
第１８条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第２１条第１項に規定する山形市情報公開・個人情報保護審査会に諮問（議会にあっては、意見の聴取。以下**この条及び次条において**同じ。）をしなければならない。	第１８条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第２１条第１項に規定する山形市情報公開・個人情報保護審査会に諮問（議会にあっては、意見の聴取。以下同じ。）をしなければならない。
(1)・(2)　－略－	(1)・(2)　－略－
２　前項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、その議に基づいて、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	２　前項の規定により諮問をした実施機関**（以下「諮問実施機関」という。）**は、当該諮問に対する答申を受けたときは、その議に基づいて、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
３　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号**。以下「審査法」という。**）第９条第１項本文の規定は、適用しない。	３　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。
（諮問をした旨の通知）	（諮問をした旨の通知）
第１９条　**前条第１項の規定により**諮問**をした**実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	第１９条　**諮問実施機関**は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
(1)　審査請求人及び参加人（**審査法**第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）	(1)　審査請求人及び参加人（**行政不服審査法**第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
(2)・(3)　－略－	(2)・(3)　－略－
（情報公開・個人情報保護審査会**の設置**）	（情報公開・個人情報保護審査会）
第２１条　**次に掲げる事務を行うため、審査法第８１条第１項の規定によ**	第２１条　**第１８条第１項及び山形市個人情報保護条例（平成１２年市条例**

改　正　後	改　正　前
り、この市に山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。	**第３４号。第２３条において「保護条例」という。）第３８条第１項に規定する諮問に応じて審査するため**、この市に山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
(1)　第１８条第１項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。	
(2)　個人情報保護法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。	
２　－略－	２　－略－
３　審査会は、議会が保有する個人情報の開示等の請求に対する決定等についての審査請求に関する議会からの意見の求め（第２３条第１項第３号において「意見の求め」という。）があったときは、議会に意見を述べることができる。	
（審査会の組織等）	（審査会の組織等）
第２２条　－略－	第２２条　－略－
２　－略－	２　－略－
３　委員の任期は、２年とする。ただし、**補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。**	３　委員の任期は、２年とする。ただし、**再任を妨げない。**
	４　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。	
５　市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。	
６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も**同様**とする。	**５**　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も**、同様**とする。
７　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	
（定義）	

改　正　後	改　正　前
第２３条　この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。 **(1)　第１８条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関** **(2)　個人情報保護法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。）及び財産区** **(3)　意見の求めをした議会** **２　この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第６０条第１項に規定する保有個人情報であって、個人情報保護法第７８条第１項第４号、第９４条第１項又は第１０２条第１項にそれぞれ規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものをいう。**	
（審査会の調査権限）	（審査会の調査権限）
第２４条　審査会は、**必要と認めるときは、**諮問実施機関に対し、公開決定等若しくは公開請求に係る不作為に係る行政文書又は**保有個人情報**の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は**保有**個人情報の**開示**を求めることができない。	**第２３条**　審査会は、諮問実施機関に対し、公開決定等若しくは公開請求に係る不作為に係る行政文書又は**保護条例の規定に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る個人情報（以下「個人情報」という。）**の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は**個人情報の公開**を求めることができない。
２　－略－	２　－略－
３　審査会は、必要と認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は**保有**個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	３　審査会は、必要と認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は**個人情報**に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
	４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 **（意見の陳述等）** **第２４条　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求**

改　正　後	改　正　前
（委員による調査手続） 第２５条　審査会は、必要と認めるときは、その指名する委員に、前条第１項の規定による求めにより提示された行政文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。 （提出資料の写しの送付等） 第26条　審査会は、第24条第３項の規定による資料の提出又は審査法第81条第３項において準用する審査法第74条若しくは同項において準用する審査法第76条（個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用され	人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。 ２　審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。 （提出資料の閲覧等） 第２５条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。 ２　審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。 ３　第１項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。 ４　審査会は、第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は徴収しないことができる。

改　正　後	改　正　前
る場合を含む。）の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。 ２　審査会は、前項の規定により資料又は主張書面を送付をしようとするときは、当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	
（審査手続の非公開） 第２７条　審査会が行う審査の手続は、公開しない。	（審査手続の非公開） 第２６条　審査会が行う審査の手続は、公開しない。 （答申書の送付等） 第２７条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
（罰則） 第３６条　第２２条第６項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。	

資料１－２

○山形市情報公開条例　改正後全文

平成９年12月24日条例第39号

改正

平成12年９月22日条例第34号
平成17年９月30日条例第25号
平成20年12月16日条例第33号
平成25年12月17日条例第40号
平成28年３月25日条例第４号
令和４年12月15日条例第26号

山形市情報公開条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　行政文書の公開（第５条―第17条）
第３章　審査請求（第18条―第20条）
第４章　情報公開・個人情報保護審査会（第21条―第28条）
第５章　情報公開の総合的な推進（第29条―第32条）
第６章　雑則（第33条―第36条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、憲法の定める国民主権及び住民自治の理念にのっとり市政に関する知る権利を保障するため、この市が保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市政への市民参加の促進と信頼の確保を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、公正かつ民主的な開かれた市政を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。

（２）　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設で閲覧等の方法により情報が提供されているもの

イ　歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

一部改正〔平成17年条例25号・20年33号・25年40号〕

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより行政文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

第２章　行政文書の公開

（公開請求権）

第５条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる。

（公開請求の手続）

第６条　行政文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

（１）　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

（２）　請求に係る行政文書を特定するために必要な事項

（３）　その他実施機関が定める事項

２　実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（実施機関の公開義務）

第７条　実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政文書に次条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除いて、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

２　実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分について公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分

に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（非公開情報）

第８条　非公開情報は、次に掲げるものとする。

（１）　法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができない情報

（２）　思想、信条、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

（３）　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

（４）　この市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、市民の間に誤解若しくは混乱を招き、又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあることが明らかであるもの

（５）　この市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、この市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　この市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（6）　公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが明らかである情報

（7）　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した個人情報保護法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条　実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報（前条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条　実施機関は、公開請求者に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないことができる。

（公開の請求に対する決定）

第11条　実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る行政文書を公開するかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をし、公開請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに行政文書を公開することができる場合には、口頭で通知することができる。

2　実施機関は、前項の規定により行政文書の全部又は一部を公開しない旨の決定（前条の規定により存否を明らかにしない旨及び公開請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含

む。）をしたときは、同項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条　公開決定等は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、同項の期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第13条　公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）　残りの行政文書について公開決定等をする期限

（第三者保護に関する手続）

第14条　公開請求に係る行政文書にこの市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするにあたって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第１項の規定による行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（１）　第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第８条第２号ウ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（２）　第三者に関する情報が記録されている行政文書を第９条の規定により公開しようとするとき。

３　実施機関は、前２項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開

決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施及び方法）

第15条　実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに当該行政文書を公開しなければならない。

２　行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

３　実施機関は、行政文書を公開することにより当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えてその写しにより公開することができる。

（他の制度との調整）

第16条　実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が前条第２項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、法令等に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　法令等に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第２項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第17条　この条例の規定による行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

２　公開請求者は、写しの交付により行政文書の公開を受けようとするときは、行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第３章　審査請求

（審査請求があった場合の手続）

第18条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第21条第１項に規定する山形市情報公開・個人情報保護審査会に諮問（議会にあっては、意見の聴取。以下この条及び次条において同じ。）をしなければならない。

（１）　審査請求が不適法であり、却下するとき。

（２）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

２　前項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、その議に

基づいて、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

３　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第19条　前条第１項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１）　審査請求人及び参加人（審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（２）　公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（３）　当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条　第14条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（１）　公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（２）　審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第４章　情報公開・個人情報保護審査会

（情報公開・個人情報保護審査会の設置）

第21条　次に掲げる事務を行うため、審査法第81条第１項の規定により、この市に山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（１）　第18条第１項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

（２）　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

２　審査会は、前項の審査を行うほか、情報公開の制度の運営に関する重要事項について審議を行い、市長に意見を述べることができる。

３　審査会は、議会が保有する個人情報の開示等の請求に対する決定等についての審査請求に関する議会からの意見の求め（第23条第１項第３号において「意見の求め」という。）があったときは、議会に意見を述べることができる。

（審査会の組織等）

第22条　審査会は、委員５名以内をもって組織する。

２　委員は、情報公開及び個人情報保護の制度に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。
５　市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
７　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（定義）

第23条　この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。
（１）　第18条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関
（２）　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。）及び財産区
（３）　意見の求めをした議会
２　この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第１項に規定する保有個人情報であって、個人情報保護法第78条第１項第４号、第94条第１項又は第102条第１項にそれぞれ規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものをいう。

（審査会の調査権限）

第24条　審査会は、必要と認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等若しくは公開請求に係る不作為に係る行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
２　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒むことができない。
３　審査会は、必要と認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第25条　審査会は、必要と認めるときは、その指名する委員に、前条第１項の規定による求めにより提示された行政文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第26条　審査会は、第24条第３項の規定による資料の提出又は審査法第81条第３項において準用する審査法第74条若しくは同項において準用する審査法第76条（個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査会は、前項の規定により資料又は主張書面を送付しようとするときは、当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（審査手続の非公開）

第27条　審査会が行う審査の手続は、公開しない。

（委任）

第28条　この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　情報公開の総合的な推進

（会議の公開原則）

第29条　実施機関の附属機関及びこれに類するものの会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

（１）　当該会議での審議内容が、非公開情報に該当すると認められるとき。

（２）　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、当該会議の目的が達成できないと認められるとき。

２　会議の公開の方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

（情報提供施策等の拡充）

第30条　実施機関は、この条例に定める行政文書の公開のほか、市政に関する情報を市民が的確かつ容易に得られるよう情報提供施策等の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（指定管理者の講ずる措置）

第31条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、情報公開に関し、第２章及び第３章の規定と同等の内容の規程を定めるなど情報公開を行うために必要な措置を講じなければならない。

（出資法人の講ずる措置）

第32条　この市が出資している法人のうち規則で定めるものは、情報公開に関するこの市の施策に留意しつつ、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第６章　雑則

（文書目録の作成等）

第33条　実施機関は、文書目録等行政文書を検索するための資料を作成し、閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第34条　市長は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを一般に公表しなければならない。

（委任）

第35条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

（罰則）

第36条　第22条第６項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成10年市規則第24号により、平成10年７月１日から施行。ただし、第14条の規定は、平成10年12月１日から施行）

（適用）

２　この条例は、次に掲げる行政文書について適用する。

（１）　この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した行政文書

（２）　この条例の施行の日前に作成し、又は取得した行政文書であって文書目録等が整理されたもの

（山形市情報公開制度審議会条例の廃止）

３　山形市情報公開制度審議会条例（平成６年市条例第26号）は、廃止する。

附　則（平成12年９月22日条例第34号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。〔以下略〕

（山形市情報公開条例の改正に伴う経過措置）

７　この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の山形市情報公開条例第13条第２項の規定により委嘱された山形市情報公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の山形市情報公開条例第13条第２項の規定により山形市情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第３項の規定にかかわらず、平成14年６月30日までとする。

附　則（平成17年９月30日条例第25号）

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にこの条例による改正前の山形市情報公開条例の規定によりした処分、手続その他の行為でこの条例による改正後の山形市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

３　山形市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年市条例第26号）が施行されるまでの間における改正後の条例第21条第１項及び第23条第１項の規定の適用については、改正後の条例第21条第１項中「第38条第１項」とあるのは「第28条第１項」と、改正後の条例第23条第１項中「利用停止決定等」とあるのは「削除決定等」とする。

附　則（平成20年12月16日条例第33号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月17日条例第40号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月25日条例第４号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附　則（令和４年12月15日条例第26号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（山形市行政不服審査条例の一部改正）

２　山形市行政不服審査条例（平成28年市条例第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

３　施行日前にこの条例による改正前の第18条第１項又は山形市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年市条例第24号）附則第２項の規定による廃止前の山形市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）第38条第１項の規定による諮問がなされた審査請求について山形市情報公開・個人情報保護審査会が行う調査審議の手続等については、なお従前の例による。

資料１－３

山形市情報公開・個人情報保護審査会規則新旧対照表

市民生活部市民相談課

改　正　後	改　正　前
（審査の原則） 第４条　審査会は、条例第１８条第１項又は**個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。）第１０５条第３項において準用する同条第１項**に規定する諮問があったときは、迅速にその内容を審査し、速やかに答申するよう努めるものとする。	（審査の原則） 第４条　審査会は、条例第１８条第１項又は**山形市個人情報保護条例（平成１２年市条例第３４号）第３８条第１項**に規定する諮問があったときは、迅速にその内容を審査し、速やかに答申するよう努めるものとする。

資料１－４

○山形市情報公開・個人情報保護審査会規則　改正後全文

平成10年６月３日規則第26号

改正

平成12年３月29日規則第11号

平成13年１月26日規則第２号

平成13年３月30日規則第22号

平成17年９月30日規則第68号

令和５年３月31日規則第18号

山形市情報公開・個人情報保護審査会規則

題名改正〔平成13年規則２号〕

（趣旨）

第１条　この規則は、山形市情報公開条例（平成９年市条例第39号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　審査会に会長を置き、審査会の委員の互選により定める。

２　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第３条　審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査の原則）

第４条　審査会は、条例第18条第１項又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項において準用する同条第１項に規定する諮問があったときは、迅速にその内容を審査し、速やかに答申するよう努めるものとする。

（庶務）

第５条　審査会の庶務は、市民生活部市民相談課で処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成10年７月１日から施行する。

附　則（平成12年３月29日規則第11号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年１月26日規則第２号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月30日規則第22号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成17年９月30日規則第68号）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　山形市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年市条例第26号）が施行されるまでの間におけるこの規則による改正後の山形市情報公開・個人情報保護審査会規則第４条の規定の適用については、同条中「第38条第１項」とあるのは、「第28条第１項」とする。

附　則（令和５年３月31日規則第18号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

資料２

令和４年度
山形市情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書

山形市市民生活部市民相談課

目　　　　　　　次

Ⅰ　情報公開制度の主な内容 ……………………………………………………………1

1　行政文書の公開

2　附属機関等の会議の公開

Ⅱ　行政文書の公開制度の運用状況 ……………………………………………………4

1　実施機関別公開請求の状況

2　請求者の区分別請求件数

3　公開・非公開の決定状況

4　公開の実施方法

5　審査請求の状況

6　行政文書の公開請求と決定内容の詳細 ………別添（資料１）

Ⅲ　会議の公開制度の運用状況 ……………………………………………………………7

1　審議会等の概要

2　会議の公開状況

3　公開の対象となる審議会等及び傍聴者数

Ⅳ　個人情報保護制度の主な内容 ………………………………………………………１１

Ⅴ　個人情報保護制度の運用状況 ………………………………………………………１５

1　実施機関別個人情報取扱事務の届出の状況

2　実施機関別開示請求の状況

3　開示・非開示の決定状況

4　開示の実施方法

5　訂正、利用停止請求の状況

6　審査請求の状況

7　個人情報の開示請求と決定内容の詳細 ………別添（資料２）

Ⅵ　出資法人及び指定管理者の情報公開・個人情報保護制度の運用状況 ………１８

1　文書の公開申出及び個人情報の開示申出の状況

2　訂正・利用停止請求の状況

3　異議の申出の状況

Ⅰ　情報公開制度の主な内容

１　行政文書の公開

（１）実施機関

・市　長　・教育委員会　・選挙管理委員会　・監査委員　・農業委員会

・固定資産評価審査委員会　・上下水道事業管理者　・病院事業管理者

・消防長　・議会

（２）公開の対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

（３）公開請求

何人も、書面（行政文書公開請求書）により行政文書の公開を請求することができます。

（４）公開請求に対する決定

実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日の翌日から起算して１４日以内に公開請求に対する公開・非公開の決定を行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、決定期間を延長することができます。

なお、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ第三者の意見を聴くことができます。

（５）非公開とする情報

公開請求があった行政文書は、原則公開となります。ただし、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づき公開されないことにより保護される利益があるものについては、非公開とする情報として取り扱います。

なお、山形市情報公開条例第８条で次の６項目を非公開情報としています。

ア　第１号（法令秘情報）

法令又は条例の規定により公開することができないもの

イ　第２号（個人情報）

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

ウ　第３号（法人等事業活動情報）

公開することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの

エ　第４号（審議、検討、協議情報）

行政内部の審議、検討、協議に関する情報で、公開することにより、適正な意思決定に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

オ　第５号（事務事業執行情報）

事務又は事業に関する情報で、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの

カ　第６号（公共の安全秩序維持情報）

公開することにより、人の生命、身体や財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締り、公共の安全の確保と秩序の維持管理に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

（６）公開の方法

行政文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行います。

（７）審査請求

行政文書の公開・非公開の決定等に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を実施機関等へ行うことができます。審査請求について実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会（委員は５人で、議会の同意を得て市長が委嘱する。）に諮問し、その答申を十分尊重して裁決を行います。

２　附属機関等の会議の公開

（１）公開の対象となる会議

ア　附属機関の会議

地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき設置された審議会等の会議

イ　附属機関に類するものの会議

要綱等により市民、学識経験者など本市の職員以外の者で構成され、本市の事務について意見の聴取等を行うため、条例第２条に規定する実施機関のもとに置かれた懇話会、懇談会等の会議

（２）公開の方法

会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する市民等に、傍聴を認めることにより行います。

（３）公開・非公開の決定と判断基準

ア　公開・非公開の判断基準

会議は原則公開としますが、次の事項に該当する場合は非公開となります。

（ア）会議での審議内容が、条例第８条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められるとき。

（イ）会議を公開することにより、審議の妨害や委員に対する圧力等で公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できなくなることが予測されるとき。

イ　決定区分

（ア）公　　開　…　会議の最初から最後まですべて傍聴を認めること。

（イ）部分公開　…　公開できる審議事項と公開できない審議事項とに分け、会議の途中から、傍聴を認め、又は傍聴を認めないこと。

（ウ）非 公 開　…　会議の最初から最後まで傍聴を認めないこと。

（４）会議開催の周知

会議開催の通知は、市の掲示板に掲示して公告します。

また、市のホームページ上に会議の日程等を掲載し、情報を提供します。

（５）会議結果の公表

公開した会議の会議資料及び会議録は、市のホームページへ掲載します。

Ⅱ　行政文書の公開制度の運用状況

1　実施機関別公開請求の状況

実施機関		請求件数	決定内容			取下げ
			公開	部分公開	非公開	
市長	総務部	2	1	1	0	0
	財政部	3	2	1	0	0
	企画調整部	3	0	3	0	0
	市民生活部	１８	１８	0	0	0
	健康医療部	５６	４８	2	6	0
	環境部	2	2	0	0	0
	福祉推進部	0	0	0	0	0
	こども未来部	4	2	2	0	0
	商工観光部	0	0	0	0	0
	農林部	3	3	0	0	0
	まちづくり政策部	７６１	７５６	4	0	1
	(うち建築計画概要書)	(７４２)	(７４２)	(0)	(0)	(0)
	都市整備部	４１９	４０９	１０	0	0
	(うち道路台帳)	(３８８)	(３８８)	(0)	(0)	(0)
	会計管理者補助組織	0	0	0	0	0
	小計	１，２７１	１，２４１	２３	6	1
消防長		1	0	1	0	0
上下水道事業管理者		9	9	0	0	0
病院事業管理者		0	0	0	0	0
議会		0	0	0	0	0
教育委員会		3	1	1	1	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
合計		１，２８４	１，２５１	２５	7	1

（２）請求者の区分別請求件数

区　　分	請求者数			請求件数		
	個　人	法人･団体	合　計	個　人	法人･団体	合　計
行　政　文　書	１８３	４３２	６１５	２６１	1,023	1,284
（うち建築計画概要書）	（１１２）	（２３６）	（３４８）	（１６５）	（５７７）	（７４２）
（うち道路台帳）	（４７）	（１２９）	（１７６）	（６４）	（３２４）	（３８８）

（３）公開・非公開の決定状況

決定内容	件数	非公開の理由（重複あり）							決定期間の延長	決定期間の特例延長	第三者の意見聴取
		１号	２号	３号	４号	５号	６号	その他			
公　　開	1,251								3	0	0
（うち建築計画概要書）	（７４２）								（0）	（0）	（0）
（うち道路台帳）	（３８８）								（0）	（0）	（0）
部分公開	２５	0	２２	１６	1	0	1	1	1	0	1
非　公　開	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0
取　下　げ	1										
合　　計	1,284	0	２２	１６	1	0	1	8	4	0	1

（４）公開の実施方法

決定内容	件数	公開の方法（重複あり）		
		閲覧	視聴	写しの交付
公　　　　開	１，２５１	１	０	１，２５０
（うち建築計画概要書）	（７４２）	（０）	（０）	（７４２）
（うち道路台帳）	（３８８）	（０）	（０）	（３８８）
部　分　公　開	２５	１	０	２５
合　　　　計	１，２７６	２	０	１，２７５

写しの交付枚数　モノクロ　６，６３８枚

（うち建築計画概要書　３，３４４枚、道路台帳　５２１枚）

カラー　１４９枚、ＣＤ－Ｒ　４４枚

５　審査請求の状況

市長に対する審査請求　２件

６　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

別添（資料１）（建築計画概要書及び道路台帳を除く）

Ⅲ　会議の公開制度の運用状況

１　審議会等の概要

ア　公開の対象となる審議会等 --------------------- ７３審議会等

イ　会議を開催した審議会等 ----------------------- ５１審議会等

ウ　開催された会議 -------------------------------- １９７会議

２　会議の公開状況

決定区分	開催した会議	傍聴のあった会議 (傍聴者数)
公開とした会議	６５	１１（２３）
部分公開とした会議	2	０（０）
非公開とした会議	１３０	
合計	１９７	１１（２３）

３　公開の対象となる審議会等及び傍聴者数

	審議会等の名称	開催回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分公開	非公開	一般	報道	合計
1	山形市名誉市民選考審査会	0	0	0	0	0	0	0
2	山形市行政不服審査会	1	0	0	1	0	0	0
3	山形市行財政運営推進懇話会	1	1	0	0	0	0	0
4	山形市特別職報酬等審議会	0	0	0	0	0	0	0
5	山形市退職手当審査会	0	0	0	0	0	0	0
6	山形市防災会議	0	0	0	0	0	0	0
7	山形市国民保護協議会	0	0	0	0	0	0	0
8	山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部懇話会	0	0	0	0	0	0	0
9	山形市国土利用計画策定に係る有識者懇談会	0	0	0	0	0	0	0
10	山形連携中枢都市圏ビジョン懇談会	0	0	0	0	0	0	0
11	山形市地域公共交通会議	4	4	0	0	0	0	0
12	山形市男女共同参画審議会	2	2	0	0	0	0	0

	審議会等の名称	開催回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分公開	非公開	一般	報道	合計
13	山形市男女共同参画センター運営委員会	2	2	0	0	0	0	0
14	山形市住居表示委員会	0	0	0	0	0	0	0
15	山形市交通安全対策会議	0	0	0	0	0	0	0
16	山形市情報公開・個人情報保護審査会	2	1	0	1	0	0	0
17	山形市個人情報保護制度運営審議会	2	2	0	0	0	0	0
18	山形市消費生活審議会	1	1	0	0	0	0	0
19	山形市国民健康保険運営協議会	3	3	0	0	0	0	0
20	山形市予防接種健康被害調査委員会	2	0	0	2	0	0	0
21	山形市健康医療先進都市推進協議会	0	0	0	0	0	0	0
22	いのち支える山形市自殺対策協議会	0	0	0	0	0	0	0
23	山形市感染症診査協議会	19	0	0	19	0	0	0
24	山形市健康医療先進都市推進協議会幹事会	0	0	0	0	0	0	0
25	山形市健康医療先進都市推進協議会専門部会	0	0	0	0	0	0	0
26	山形市動物愛護推進協議会	1	1	0	0	0	0	0
27	山形市環境審議会	1	1	0	0	0	0	0
28	山形市空き缶等散乱防止審査会	0	0	0	0	0	0	0
29	山形市清掃問題審議会	3	3	0	0	0	1	1
30	山形市老人ホーム入所判定委員会	2	0	0	2	0	0	0
31	山形市成年後見推進協議会	2	2	0	0	0	0	0
32	山形市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	0	0	0	0	0	0	0
33	山形市介護認定審査会	68	1	0	67	0	0	0
34	山形市介護人材確保推進協議会	2	2	0	0	0	0	0
35	山形市地域包括ケア推進協議会	3	3	0	0	5	0	5
36	山形市民生委員推薦会	2	0	0	2	0	0	0
37	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	1	1	0	0	0	0	0

	審議会等の名称	開催回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分公開	非公開	一般	報道	合計
38	山形市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	1	0	0	1	0	0	0
39	山形市社会福祉審議会	1	1	0	0	0	0	0
40	山形市障害支援区分判定審査会	24	1	0	23	0	0	0
41	山形市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会	0	0	0	0	0	0	0
42	山形市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会	3	0	0	3	0	0	0
43	山形市働く女性の家運営委員会	1	1	0	0	0	0	0
44	山形市子ども・子育て会議	1	1	0	0	0	0	0
45	山形市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	1	0	0	1	0	0	0
46	山形市中心市街地活性化戦略本部会議	2	2	0	0	2	6	8
47	山形市農政審議会	2	2	0	0	0	0	0
48	山形市農業戦略本部の会議	3	0	0	3	0	0	0
49	山形市農作物有害鳥獣被害防止対策協議会	0	0	0	0	0	0	0
50	山形市森林整備推進協議会	1	1	0	0	0	0	0
51	山形市公設地方卸売市場取引委員会	1	1	0	0	0	0	0
52	山形市都市計画審議会	1	1	0	0	3	0	3
53	山形市開発審査会	3	0	2	1	0	0	0
54	山形市景観審議会	1	1	0	0	1	0	1
55	山形市空家等対策協議会	2	2	0	0	0	0	0
56	山形市建築審査会	0	0	0	0	0	0	0
57	山形市水防協議会	1	1	0	0	0	1	1
58	山形市自転車等駐車対策協議会	1	1	0	0	0	0	0
59	山形市救急救命業務あり方検討会	0	0	0	0	0	0	0
60	山形市救急救命業務検証会議	2	2	0	0	0	2	2
61	山形市水道料金及び公共下水道使用料審議会	0	0	0	0	0	0	0

	審議会等の名称	開催回数	決定内容			傍聴者数		
			公開	部分公開	非公開	一般	報道	合計
62	山形市上下水道事業経営等懇話会	0	0	0	0	0	0	0
63	山形市総合学習センター運営協議会	2	2	0	0	0	0	0
64	山形市いじめ問題対策連絡協議会	1	1	0	0	0	2	2
65	山形市社会教育委員会議	2	2	0	0	0	0	0
66	山形市文化財保護委員会	2	2	0	0	0	0	0
67	山形市郷土館運営協議会	1	1	0	0	0	0	0
68	山形市放課後子どもプラン運営委員会	1	1	0	0	0	0	0
69	山形市青少年問題協議会	1	1	0	0	0	0	0
70	山形市スポーツ推進審議会	3	3	0	0	0	0	0
71	山形市少年自然の家運営協議会	2	2	0	0	0	0	0
72	山形市立図書館協議会	2	2	0	0	0	0	0
73	いじめ問題専門委員会	4	0	0	4	0	0	0
合計		197	65	2	130	11	12	23

Ⅳ　個人情報保護制度の主な内容

1　実施機関

実施機関は情報公開制度と同じです。

2　制度の対象とする個人情報

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

3　個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う一定の事務を新たに開始するときは、個人情報取扱事務について、あらかじめ市長に届出が必要です。また、届出事務の内容を変更するとき、届出事務を廃止したときも同様です。

4　個人情報の適正な取扱い

（1）取扱いの制限

要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など）については、原則として収集や利用・提供などの取扱いを禁止します。

（2）収集の制限

個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で原則として本人から収集します。

（3）利用・提供の制限

個人情報を、事務の目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものに提供することを原則として禁止します。

（4）電子計算機の結合に伴う措置

個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で通信回線を利用する電子計算機の結合を行おうとするときは、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等のないよう必要な措置を講じます。

（5）適正な管理

事務の目的に必要な範囲内で個人情報の正確性を保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないよう適正に管理します。また、保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄します。

（６）委託に伴う措置

個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を市の外部のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じます。

5　個人情報の開示請求等の権利の保障

（１）開示請求権

市が保有している個人情報について、本人がその開示を求めることができます。

（２）訂正請求権

開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を求めることができます。

（３）利用停止請求権

開示等の決定を受けた個人情報が、この条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができます。

6　開示請求等に対する決定

実施機関は、開示請求の場合は請求があった日の翌日から起算して１４日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は請求があった日の翌日から起算して３０日以内に開示、訂正、利用停止を行うかどうかの決定を行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、決定期間の延長をすることができます。

なお、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ第三者の意見を聴くことができます。

7　非開示とする情報

開示請求があった個人情報は、原則開示となります。ただし、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づき開示されないことにより保護される

利益があるものについては、非開示とする情報として取り扱います。

なお、山形市個人情報保護条例第１７条で次の６項目を非開示情報としています。

（１）第１号（法令秘情報）

法令又は条例の規定により、本人に開示することができない情報

（２）第２号（第三者情報）

開示請求者以外の第三者に関する情報で、開示することにより、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあることが明らかであるもの

（３）第３号（評価、診断等情報）

個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務に関する情報で、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

（４）第４号（審議、検討、協議情報）

行政内部の審議、検討、協議に関する情報で、開示することにより、適正な意思決定に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

（５）第５号（事務事業執行情報）

事務又は事業に関する情報で、開示することにより、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの

（６）第６号（公共の安全秩序維持情報）

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが明らかである情報

8　開示の方法

開示の方法は情報公開制度と同じです。

9　審査請求

個人情報の開示・非開示等の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を実施機関等へ行うことができます。審査請求について実施機関は、情報公

開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を十分尊重して裁決を行います。

10　罰則

実施機関の職員等が正当な理由なく個人の秘密が記録されたデータファイルを提供した場合や不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合などのほか、偽りその他不正な手段により開示を受けた者も罰則が科せられます。

11　個人情報保護制度運営審議会

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、個人情報保護制度運営審議会（委員１０人で、市長が委嘱する。）を設置しています。審議会は、実施機関の諮問に応じ、個人情報の取扱いに関して調査審議します。

Ｖ　個人情報保護制度の運用状況

１　実施機関別個人情報取扱事務の届出の状況

実施機関		新規届出件数	変更届出件数	廃止届出件数	届 出 件 数
市長	総務部	0	0	0	４２
	財政部	0	0	0	２４
	企画調整部	0	0	0	４３
	市民生活部	0	0	0	５１
	健康医療部	1	2	2	６６
	環境部	3	0	0	５３
	福祉推進部	2	0	0	１０３
	こども未来部	3	１５	2	３４
	商工観光部	1	0	4	３０
	農林部	0	0	0	５３
	まちづくり政策部	0	1	0	５２
	都市整備部	1	0	0	３３
	会計管理者補助組織	0	0	0	1
	小計	１１	１８	8	５８５
消防長		0	1	0	３８
上下水道事業管理者		0	1	0	４０
病院事業管理者		0	0	0	３３
議会		0	0	0	4
教育委員会		1	0	0	６７
選挙管理委員会		0	0	0	１０
監査委員		0	0	0	4
農業委員会		0	0	0	6
固定資産評価審査委員会		0	0	0	1
合計		１２	２０	8	７８８

２　実施機関別開示請求の状況

実施機関		請求件数	決定内容			取下げ
			開示	部分開示	非開示	
市長	財　政　部	1	0	1	0	0
	市民生活部	4	0	2	2	0
	福祉推進部	1	0	1	0	0
	こども未来部	6	6	0	0	0
	まちづくり政策部	1	0	1	0	0
	消防本部	1	1	0	0	0
	小　計	１４	7	5	2	0
教育委員会		5	1	4	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0
合　計		１９	8	9	2	0

３　開示・非開示の決定状況

決定内容	件数	非開示の理由（重複あり）							決定期間の延長	決定期間の特例延長	第三者の意見聴取
		１号	２号	３号	４号	５号	６号	不存在			
開　示	8								0	0	0
部分開示	9	0	8	2	0	0	0	1	2	0	0
非開示	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
取下げ	0										
合　計	１９	0	8	2	0	0	0	3	2	0	0

４　開示の実施方法

決定内容	件数	開示の方法（重複あり）		
		閲覧	視聴	写しの交付
開　示	8	0	0	8
部分開示	9	0	0	9
合　計	１７	0	0	１７

写しの交付枚数　　モノクロ　３５０枚　　ＣＤ－Ｒ　１枚

5　訂正、利用停止請求の状況

個人情報の訂正、利用停止請求はありません。

6　審査請求の状況

審査請求はありません。

7　個人情報の開示請求と決定内容の詳細

別添（資料２）

Ⅵ　出資法人及び指定管理者の情報公開・個人情報保護制度の運用状況

1　文書の公開申出及び個人情報の開示申出の状況

実施機関	出資法人及び指定管理の別	件数	申出概要
一般財団法人　山形市都市振興公社	出資・指定	1	文書の公開申出
社会福祉法人　山形市社会福祉事業団	出資・指定	1	個人情報の開示申出
一般財団法人　山形市健康福祉医療事業団	出資	0	
一般財団法人　山形コンベンションビューロー	出資・指定	0	
一般社団法人　山形市農業振興公社	出資・指定	0	
山形市土地開発公社	出資	0	
公益財団法人　山形市文化振興事業団	出資・指定	0	
公益財団法人　山形市スポーツ協会	指定	0	
一般財団法人　山形市上下水道技術センター	出資	0	
社会福祉法人　山形市社会福祉協議会	指定	0	
大曽根さわやか荘福祉の会	指定	0	
山形鋳物工業団地協同組合	指定	0	
一般社団法人　山形市観光協会	指定	0	
蔵王温泉観光協会	指定	0	
特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル	指定	0	
市営住宅管理企業体	指定	0	
山形市民会館管理運営共同事業体	指定	0	
特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	指定	0	
やまがた斎苑管理グループ	指定	0	
社会福祉法人　友愛会	指定	0	
株式会社　夢の公園	指定	0	
合計		2	

2　訂正・利用停止請求の状況

個人情報の訂正、利用停止の申出はありません。

3　異議の申出の状況

異議の申出はありません。

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-001	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-002	山形市斎場火葬炉残骨灰払い下げ見積合わせの結果	公開			市民課	1	
R4-003	特定の市道の道路台帳	公開			道路維持課	1	1
R4-004	土地利用計画図	公開			道路維持課	1	2
R4-005	理容所・美容所・クリーニング店・旅館業の営業施設一覧	公開			生活衛生課	4	1
R4-006	土壌汚染対策法の要措置区域台帳	公開			環境課	1	9
R4-007	特定事業に関する資料、契約書、委託先への支払額が記された資料、事業に関する実施報告書	部分公開	個人の氏名、職名、印影、メールアドレス、電話番号及びメールマガジン登録・削除時の投稿内容で個人を識別され得る部分	個人情報	広報課	4	405
R4-008	特定期間に更新した住居表示台帳又は位置図	公開			市民課	2	176
R4-009	小児ワクチン接種中止の要望書	部分公開	全国有志医師の会　賛同者医師名一覧のうち、個人の氏名、職業、勤務先	個人情報	保健総務課	12	41
R4-010	用地実測図	部分公開	用地実測平面図のうち、個人の氏名、印影及び戸籍的事項	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	1	4
R4-011	山形市水道資材単価表	公開			水道建設課	1	13

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-012	住居表示台帳	公開			市民課	2	2
R4-013	特定期間に開設した診療所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-014	第一種動物取扱業登録簿一覧表	公開			生活衛生課	1	1
R4-015	有害鳥獣対策に関わる予算と内訳 有害鳥獣対策協議会の予算と内訳	公開			農村整備課	2	8
R4-016	特定期間に新規開設した診療所･歯科診療所･施術所の一覧	公開			保健総務課	4	1
R4-017	特定期間の施術所の開設･廃止一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-018	現在の旅館業営業許可施設一覧、公衆浴場営業許可施設一覧、興行場営業許可施設一覧、美容所開設許可施設一覧、理容所開設許可施設一覧、クリーニング所開設許可施設一覧、プール営業許可施設一覧、墓地、火葬場、納骨堂の経営、拡張、廃止許可一覧、温泉利用許可施設一覧、特定建築物（ビル管理）一覧、簡易専用水道（慮水槽10トン超）許可施設一覧、コインランドリー許可施設一覧、コインシャワー許可施設一覧、貯水槽水道施設（貯水槽10トン以	公開			生活衛生課	14	1
R4-019	現在の診療所施設一覧、薬局一覧、医薬品販売業施設一覧、衛生検査所一覧、高度管理医療機器等販売業一覧、施術所（あはき柔整）一覧、歯科技工所一覧、管理医療機器販売業･貸与業一覧、毒物･劇物販売業施設一覧	公開			保健総務課	11	1
R4-020	第一種動物取扱業登録簿一覧表	公開			生活衛生課	1	1

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-021	特定期間に開設した診療所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-022	交付金の申請の際に提出した実施計画	部分公開	経費項目に記載されている項目の内訳と金額、収支予定に記載されている金額 関連資料一式（不存在）	審議、検討、協議情報、不存在	企画調整課	1	1
R4-023	特定区間の道路平面図	公開			道路整備課	1	1
R4-024	特定区間の道路平面図	公開			まちづくり政策課	1	1
R4-025	宅地用地測量業務報告書	部分公開	実測者氏名、補償業務管理士の氏名	個人情報	まちなみデザイン課	1	8
R4-026	最新の施術所の一覧	公開			保健総務課	1	3
R4-027	特定の市道の道路台帳	公開			道路維持課	1	1
R4-028	特定区間の道路平面図	公開			道路整備課	1	1
R4-029	第一種動物取扱業登録簿一覧表	公開			生活衛生課	1	1
R4-030	特定区間の道路平面図	取り下げ			まちづくり政策課		
R4-031	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分）

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-032	最新の診療所・高度管理医療機器等販売業貸与業・薬局製造販売医薬品の製造版販売業・毒物劇物一般販売業の一覧	公開			保健総務課	10	1
R4-033	特定工事の金入設計書	公開			まちづくり政策課	1	1
R4-034	定期調査報告概要書	公開			建築指導課	1	2
R4-035	医務関係許認可事務の手引き	公開			保健総務課	1	37
R4-036	住居表示台帳	公開			市民課	1	1
R4-037	最新の美容所の一覧	公開			生活衛生課	1	1
R4-038	山形市水道資材単価表	公開			水道建設課	1	13
R4-039	特定工事の平面図、標準断面図	公開			道路維持課	1	8
R4-040	建設リサイクル法の規定による解体等の届出書	部分公開	個人の住所、郵便番号、氏名、電話番号及び印影	個人情報	建築指導課	6	6
R4-041	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-042	特定道路の管理図、実測図、写真	部分公開	個人の印影 法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	5	13

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分）

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-043	住居表示台帳	公開			市民課	1	1
R4-044	食品営業許可施設の許可及び廃業施設の一覧	公開			生活衛生課	1	1
R4-045	令和4年6月30日までの閉業していない、理美容室、クリーニング所、旅館の施設名、施設電話番号、施設住所、申請者名、初回許可年月日、業種の記載があるもののエクセルデータ	公開			生活衛生課	4	1
R4-046	歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	2	1
R4-047	定期調査報告概要書	公開			建築指導課	1	2
R4-048	山形市斎場火葬炉残骨灰払い下げ見積合わせの結果	公開			市民課	2	2
R4-049	住居表示台帳	公開			市民課	1	53
R4-050	特定期間の施術所の開設・廃止一覧	公開			保健総務課	2	1
R4-051	食品営業許可施設の許可施設一覧、届出施設一覧	公開			生活衛生課	1	1
R4-052	最新の薬局一覧、店舗販売業一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-053	特定の損害保険証券	部分公開	保険証券のうち、法人等の代表者の印影	法人等事業活動情報	こども未来課	1	4

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-054	特定道路の実測図、写真撮影位置図、写真	部分公開	実測図のうち、個人の印影 実測図のうち、法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	3	5
R4-055	特定の市道路線の認定等に係る告示文及び位置図、平面図	公開			道路維持課	9	44
R4-056	保育所・幼保連携型認定こども園等の指導監査資料様式 保育所・幼保連携型認定こども園等の指導監査[illegible]	公開			こども未来課	4	87
R4-057	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-058	最新のクリーニング施設の一覧	公開			生活衛生課	1	1
R4-059	危険物施設の一覧	部分公開	個人の氏名	個人情報	予防課	1	14
R4-060	定期調査報告概要書 定期検査報告概要書	公開			建築指導課	2	5
R4-061	特定路線の用地実測図原図及び用地平面図	部分公開	個人の氏名、印影及び戸籍的事項に関する情報	個人情報、法人等事業活動情報	道路整備課	2	8
R4-062	特定期間に開設した診療所の一覧	非公開		不存在	保健総務課	1	
R4-063	特定街区の地番が分かる図面	公開			まちなみデザイン課	3	3
R4-064	広報やまがたの広告掲載業務における落札に関する資料、仕様書、入札に関する要綱	公開			広報課	3	13

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-065	特定期間に更新した住居表示台帳又は位置図	公開			市民課	2	87
R4-066	住居表示台帳	公開			市民課	3	3
R4-067	特定工事の金入設計書	部分公開	個人の氏名、法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路整備課	1	13
R4-068	土地区画整理組合図	公開			道路維持課	1	8
R4-069	住居表示台帳	公開			市民課	1	1
R4-070	住居表示台帳	公開			市民課	1	1
R4-071	境界立会申請書の実測図	部分公開	実測図のうち、個人の印影 実測図のうち、法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	1	1
R4-072	食品営業許可施設・理容所・美容所・クリーニング・旅館の一覧、廃業一覧	公開			生活衛生課	1	39
R4-073	歯科技工所・施術所・助産所の営業一覧、廃業一覧	公開			保健総務課	1	6
R4-074	特定工事の金入設計書	公開			雨水施設建設室	1	1
R4-075	第一種動物取扱業登録簿	公開			生活衛生課	1	1

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-076	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-077	特定路線の平面図	公開			道路整備課	3	1
R4-078	歯科技工所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-079	建築計画概要書	部分公開	個人の電話番号	個人情報	建築指導課	5	25
R4-080	専用水道施設台帳、小規模水道台帳（井戸利用施設）、井戸原水水質分析表、井戸柱状図	部分公開	個人の氏名、職名及び印影 法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	生活衛生課	13	110
R4-081	特定区間の道路平面図	公開			道路整備課	1	1
R4-082	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	非公開		不存在	保健総務課	1	
R4-083	特定期間の施術所の開設・廃止一覧	公開			保健総務課	2	1
R4-084	特定地区の再開発事業に係る事業量調査書	公開			まちなみデザイン課	2	1
R4-085	公募型プロポーザル選定事業者の提案書	部分公開	個人の氏名、職名、所属名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、年齢、実務経験年数及び出身地、協業先・委託者に関する情	個人情報、法人等事業活動情報	企画調整課	4	25
R4-086	第一種動物取扱業登録簿一覧表	公開			生活衛生課	1	1

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-087	特定の市道の道路台帳	公開			道路維持課	1	1
R4-088	建設リサイクル法の規定による解体等の届出書	公開			建築指導課	11	11
R4-089	山形市水道資材単価表	公開			水道建設課	1	13
R4-090	特定期間に新規開設した診療所の一覧	非公開		不存在	保健総務課	1	
R4-091	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-092	特定業務の入札又は見積調書	部分公開	個人の氏名、職名及び印影	個人情報	こども未来課	6	18
R4-093	公園の平面図及び植栽平面図	公開			公園緑地課	2	3
R4-094	国有財産特定図面	公開			道路維持課	1	1
R4-095	法定外公共物占用等許可申請書	部分公開	個人の氏名及び職名 法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	1	9
R4-096	山形市水道資材単価表	公開			水道建設課	1	13
R4-097	旅館業の一覧	公開			生活衛生課	1	3

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-098	住居表示台帳	公開			市民課	1	1
R4-099	山形市の地番が載った字限図、地番現況図	公開			農村整備課	1	1
R4-100	山形市の地番が載った字限図、地番現況図	公開			資産税課	1	1
R4-101	土地課税台帳、家屋課税台帳	部分公開	官公庁以外の登記名義人の住所・氏名	個人情報	資産税課	1	1
R4-102	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-103	ばい煙発生施設一覧	公開			環境課	1	1
R4-104	特定工事の金入設計書	公開			道路整備課	3	291
R4-105	特定工事の金入設計書	公開			雨水施設建設室	1	202
R4-106	特定工事の金入設計書	公開			水道建設課	2	130
R4-107	特定道路の管理図	公開			道路維持課	2	8
R4-108	山形市水道資材単価表	公開			水道建設課	2	1

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-109	特定期間の施術所の一覧、廃止一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-110	管理運営業務仕様書	部分公開	法人等の代表者の印影、警備の具体的な日時	法人等事業活動情報、公共の安全秩序維持情報	文化振興課	1	70
R4-111	歯科技工所管理台帳の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-112	新規開設した施術所（あはき、柔整）の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-113	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-114	特定機関が行った結核健康診断の結果を保健所へ報告した資料一式	非公開		不存在	健康増進課		
R4-115	特定機関が行った結核健康診断の結果を保健所へ報告した資料一式	非公開		不存在	健康増進課		
R4-116	特定機関が行った結核健康診断の結果を保健所へ報告した資料一式	公開			健康増進課	2	2
R4-117	特定機関が行った結核健康診断の結果を保健所へ報告した資料一式	公開			健康増進課	3	3
R4-118	特定機関が行った結核健康診断の結果を保健所へ報告した資料一式	公開			健康増進課	3	3
R4-119	特定期間に更新した住居表示台帳又は位置図	公開			市民課	2	250

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-120	特定工事の金入設計書	公開			道路整備課	1	88
R4-121	負担金請求書と支出票	部分公開	個人の氏名及び職業 法人等の代表者の印影及び口座情報	個人情報、法人等事業活動情報	社会教育青少年課	1	48
R4-122	過去の個人情報開示決定通知書	非公開		不存在	学校教育課	1	
R4-123	使用教科用図書採択協議会会議資料	公開			学校教育課	6	90
R4-124	住居表示台帳	公開			市民課	2	86
R4-125	境界立会資料一式	部分公開	個人の印影、氏名、電話番号、戸籍的事項及び顔 法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	2	28
R4-126	全体平面図	公開			道路維持課	1	4
R4-127	定期調査報告概要書 定期検査報告概要書	公開			建築指導課	2	3
R4-128	山形市斎場火葬炉残骨灰払い下げ見積合わせの結果	公開			市民課	1	1
R4-129	理容所・美容所・クリーニング店・旅館業の一覧	公開			生活衛生課	4	1
R4-130	建設リサイクル法の規定による解体等の届出書	部分公開	個人の住所、郵便番号、氏名、電話番号、役職 法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	建築指導課	6	6

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-131	山形市斎場火葬炉残骨灰払い下げ見積合わせの結果	公開			市民課	1	1
R4-132	山形市の地番図	公開			資産税課	1	1
R4-133	山形市の地番図	公開			農村整備課	1	1
R4-134	特定期間に新規開設した診療所の一覧	公開			保健総務課	1	2
R4-135	山形市水道資材単価表	公開			水道建設課	1	13
R4-136	定期調査報告概要書	公開			建築指導課	5	10
R4-137	特定期間に新規開設した診療所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-138	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	公開			保健総務課	1	1
R4-139	定期調査報告概要書	公開			建築指導課	1	2
R4-140	山形市斎場火葬炉残骨灰払い下げ見積合わせの結果	公開			市民課	1	1
R4-141	特定期間の施術所の開設・廃止一覧	公開			保健総務課	1	1

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-142	特定期間に新規開設した診療所・歯科診療所・施術所の一覧	非公開		不存在	保健総務課		
R4-143	特定工事の金入設計書	公開			道路整備課	2	141
R4-144	山形市斎場火葬炉残骨灰払い下げ見積合わせの結果	公開			市民課	1	1
R4-145	定期調査報告概要書	公開			建築指導課	2	4
R4-146	境界承諾図	公開			道路維持課	1	1
R4-147	定期調査報告概要書	公開			建築指導課	2	4
R4-148	特定区間の道路平面図	公開			道路整備課	1	1
R4-149	用地実測図	部分公開	個人の印影及び戸籍的事項 法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	1	6
R4-150	境界立会資料一式	部分公開	個人の氏名、印影、電話番号及び顔 法人等の代表者の印影	個人情報、法人等事業活動情報	道路維持課	1	15
R4-151	特定区間の道路平面図	公開			道路維持課	1	1
R4-152	特定区間の道路平面図	公開			道路維持課	1	1

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料1　行政文書の公開請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非公開とした部分	非公開事由	所管課	請求文書件数	公開文書頁数※
R4-153	食品営業許可台帳	公開			生活衛生課	1	1
R4-154	特定団体の規約	公開			保育育成課	1	8

※データによる公開の場合は、1頁として集計(網掛け部分)

資料2　個人情報の開示請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非開示とした部分	非開示事由	所管課	請求文書件数	開示文書頁数
R4-001	施設型給付費･地域型保育給付費等教育･保育給付認定申請書（請求者情報のもの）の私の個人情報	開示			保育育成課	1	1
R4-002	介護保険負担限度額認定申請に対する審査に使用した金融機関の取引の内容の回答に記載された私の個人情報	部分開示	個人の氏名、口座情報、残高、お問合せ番号	第三者情報	介護保険課	1	2
R4-003	住民票の写し･戸籍謄本の交付請求書に記載された私の個人情報	非開示		不存在	市民課	1	
R4-004	教育相談の記録、面談の記録、電話相談の記録に記載された私の個人情報	部分開示	特定の保有個人情報が記録された文書	不存在	学校教育課	4	6
R4-005	施設型給付費･地域型保育給付費等教育･保育給付認定申請書（請求者情報のもの）の私の個人情報	開示			保育育成課	1	2
R4-006	共有固定資産、代表者変更届出書の私の個人情報	部分開示	個人の電話番号、勤務先の電話番号、宛名コード及び印影	第三者情報	資産税課	1	1
R4-007	印鑑登録証明書交付申請書の私の個人情報	部分開示	個人の印影	第三者情報	市民課	1	3
R4-008	施設型給付費･地域型保育給付費等教育･保育給付認定申請書（請求者情報のもの）の私の個人情報	開示			保育育成課	1	2
R4-009	学校から山形市教育委員会に報告されたいじめに関する文書に記載された私の個人情報	開示			学校教育課	1	32
R4-010	私について学校から山形市教育委員会に報告された文書に記載された私の個人情報	部分開示	第三者の氏名、学年、性別及びいじめに関する情報（認知期日、解消期日、児童生徒の状況と学校の対応） 個人に対する評価及び相談内容が記載されている部分	第三者情報、評価・診断等情報	学校教育課	8	46

資料2　個人情報の開示請求と決定内容の詳細

No.	請求内容（要約）	決定内容	非開示とした部分	非開示事由	所管課	請求文書件数	開示文書頁数
R4-011	私について教育委員会に相談した関連の文書に記載された私の個人情報	部分開示	第三者の電話番号及び個人の言動 個人に対する評価及び相談内容が記載されている部分	第三者情報、評価・診断等情報	学校教育課	4	136
R4-012	住民票の写し交付請求書に記載された私の個人情報	非開示		不存在	市民課	1	
R4-013	物件移転及び損失補償の算出根拠が分かる資料に記載された私の個人情報	部分開示	第三者に関する情報が記載されている部分	第三者情報	管理住宅課	1	7
R4-014	学童から保育育成課に提出されたいじめに関する文書に記載された私の個人情報	開示			保育育成課	1	12
R4-015	学校から山形市教育委員会に報告されたいじめに関する文書に記載された私の個人情報	部分開示	第三者の氏名、学年、性別及びいじめに関する情報（認知期日、解消期日、児童生徒の状況と学校の対応） 個人に対する評価、指導及び相談が記載されている部分	第三者情報	学校教育課	1	66
R4-016	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（請求者情報のもの）の私の個人情報	開示			保育育成課	3	4
R4-017	戸籍証明書等交付請求書に記載された私の個人情報	部分開示	第三者の氏名、住所、電話番号、生年月日、証明が必要な人との関係、用途の一部及び印影	第三者情報	市民課	6	6
R4-018	１１９番通報した際の通話記録に記録された私の個人情報	開示			通信指令課	1	1
R4-019	学童から保育育成課に提出された文書に記載されたいじめに関する文書に記載された私の個人情報	開示			保育育成課	1	23